

国立大学法人和歌山大学日本学術振興会特別研究員雇用PD等受入規程

制 定 令和 5年12月 8日

法人和歌山大学規程 第2700号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）において、独立行政法人日本学術振興会特別研究員雇用PD等の受入等について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「雇用PD等」とは、独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）が行う「特別研究員事業」において日本学術振興会特別研究員に採用された者で、かつ日本学術振興会が行う「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」に基づき本学が雇用する者をいう。
- (2) 「部局」とは、本学組織規則定める学部等、基幹、機構及び附属機関をいう。
- (3) 「部局長」とは、前号の部局の長をいう。

(受入手続)

第3条 本学において雇用PD等として従事することを希望する者（以下「申請者」という。）は、本学が定める申請受付期限までに、あらかじめ受け入れようとする教員（以下「受入教員」という。）の承諾を得て、受入教員が所属する部局の長に雇用PD等受入申請書（別紙様式第1号）を提出するものとする。

2 部局長は、前項の申請について、当該部局の議を経て日本学術振興会への申請の可否を決定し、速やかにその結果を申請者に通知し、学長に報告するものとする。

3 学長は、日本学術振興会から当該申請者の特別研究員採用決定の通知があった場合、国立大学法人和歌山大学役員会の議を経て採用を決定する。

(受入期間)

第4条 雇用PD等の本学における受入期間は、日本学術振興会が定める採用期間の範囲内で、認めるものとする。

(就業等に関する事項)

第5条 就業等に関する事項については、国立大学法人和歌山大学日本学術振興会特別研究員雇用PD等雇用規程によるものとする。

(研究遂行の確保)

第6条 部局長は、雇用PD等の研究計画の遂行に支障が生じないようにし、主体的な研究の遂行を確保しなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、雇用PD等の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年12月8日から施行する。

雇用PD等受入申請書

年 月 日

部 局 長 殿

申請者

住所

氏名

印

日本学術振興会特別研究員として採用が決定した場合、貴学で雇用いただき、下記のとおり研究に従事したいので、日本学術振興会への申請をお認めくださいますようお願いいたします。

記

氏 名 :	
生 年 月 日 :	年 月 日
最 終 学 歴 :	
学位取得（見込） :	年 月 日 博士（見込）
研究期間（予定） :	年 月 日 ～ 年 月 日
特別研究員の区分 :	PD ・ RPD ・ CPD
研 究 題 目 :	
受 入 教 員 名 :	

-----  
上記申請者の受入教員となることを承諾します。

所属

職名

氏名

印